詐害行為取消権に関する講義ノート

佐　藤　崇　文

平成16年4月法科大学院設立からみなし専任教授の実務家教員として法科大学院教育に関わってきました。このたび木下正俊教授が退任されるに際し，2年次生対象の講義である「民事訴訟実務基礎」のため作成した講義ノートのうち詐害行為取消権に関するものを掲載します。順序は，学生に事前に提示した出題文，レジュメ，手控えのＱＡ案，問１の参考解答例及び参考文献です。

講義は，学生のレポートを参考しつつ，ＱＡ案に沿って学生に質問してゆきます。しかし，ＱＡ案はあくまで手控えにすぎず，状況に応じて臨機応変に進めます。

なお，詐害行為の翻訳として，Fraudulent Conveyance、Fraudulent Transfer、Fraudulent Deal、Fraudulent Practiceがありえますが，アメリカ合衆国のUniform Fraudulent Conveyance Actはその後Uniform Fraudulent Transfer Actと広義に名称変更になっていますので，英文表記をFraudulent Transferとしました。

｛出題文｝　平成26年の出来事である。曜日を考慮しなくて良い。

1．9月1日，ＡはＢに対し，製図用機械１台（以下，本件機械という）を代金600万円，納品期日9月20日，支払期日10月20日，Ａの口座に振込んで支払うとの約定で売却し，9月20日納品した。

2．Ｂは受領後10日間余り使用していたが，突然本件機械に不具合が生じ

たので，Ａに修理を依頼した。10月５日Ａは不具合の状態を見に来たが，Ｂに対し「使用方法が悪いので不具合が生じたのです。この不具合を修理するには40万円必要です。通常の修理ではカバーできない不具合ですから。」と言った。Ｂは怒って，Ａに対し「そんな馬鹿なことがあるか。機械を持って帰ってくれ。代金は払わん。」と叫んだ。すると，Ａは，Ｂを相手に話をしてもだめだと考えて「分かりました。」と言って，立ち去った。

3．10月20日を過ぎたが，Ｂは代金を支払わなかった。Ａが興信所等に調査を依頼したところ，「①５月１日ＢはＣに対し貸金400万円を返済期日11月５日・利息年10％の約定で貸し付けたが，その後Ｂの経営状態は悪化している。②ＢはＤから製図用紙等を仕入れているが，Ｄに対する買掛債務は200万円となっているところ，Ｄからの仕入を継続するためには買掛債務200万円を弁済する必要があったので，11月７日ＢはＤに対し上記貸金債権400万円を代物弁済で債権譲渡して，11月８日Ｂの債権譲渡通知はＣに到達した。③11月15日ＤはＣからとりあえず100万円の支払を受けた。なお，Ｃの経営状態もさほど芳しくは無い。」との詳細な事実が判明した。

問１　ＡがＤを被告に，ＢＤ間の代物弁済を詐害行為として，詐害行為取消訴訟を提起する場合の請求の趣旨及び請求の原因を記載しなさい。

問２　詐害行為取消訴訟の勝訴後ＡがＤから100万円を回収した場合，ＤはＢに対し不当利得返還請求できるか。

問３　Ａの提訴後，ＢはＤからＡの提訴について知らされた。Ｂは10月５日Ａとの本件機械の売買契約を口頭で解除したので，Ａの600万円の売掛債権は存在しないと考えている。ＢはＡＤ間の詐害行為取消訴訟に，(1) 補助参加できるか，理由を付して答えなさい。また (2) 独立当事者参加できるか，理由を付して答えなさい。

問4　仮にDがBの妹の夫であり，また現行の民法424条1項中に「受益者が債務者の親族であった場合，債務者と受益者とが通謀して他の債権者を害する意図をもって偏頗行為を行ったものと推定する。」との規定（以下，本推定規定という）を置いた場合，本推定規定は，イ（意思推定），ロ（法律上の事実推定），ハ（暫定真実），ニ（法定証拠法則）のいずれに該当するか，短い理由を付して答えなさい。

レジュメ

{到達目標}

1．詐害行為取消訴訟の訴訟物を理解する。

2．詐害行為取消訴訟の請求原因を理解する。

3．詐害行為取消判決の相対的効力を理解する。

4．債権法改正の動向にも注目する。

{事　案}

```
              9月1日本件機械売買              5月1日貸付
               売掛債権600万円                貸金債権400万円
債権者A  →→→→→→→→→→  債務者B  →→→→→→→→→→→→  C
                             ↑  ↓   11月8日譲渡通知
                             ↑  ↓
              売掛債権200万円↑  ↓  11月7日
                             ↑  ↓  BDの代物弁済  11月15日Cは
                             ↑  ↓                Dに100万円弁済
                             ↑  ↓
                             ↑  ↓
                        債権者D（受益者）
```

Q＆A案

設問１

（請求の趣旨について）

Ｑ１　詐害行為取消訴訟の訴訟物は何ですか。

Ａ　詐害行為取消訴訟は詐害行為の取消という形成訴訟と財産の返還請求という給付訴訟の結合した形態と考えられています。訴訟物は詐害行為取消権１個ですが，中身は詐害行為取消権としての取消権と財産の返還請求権（現物返還できない場合は価格賠償請求権）という複合的な権利です。

本件では，詐害行為取消権としての代物弁済契約の取消権，債権譲渡の取り消された旨の通知請求権及び100万円の返還請求権です。

Ｑ２　請求の趣旨はどうなりますか。

Ａ　１．訴外Ｂと被告との間の平成26年11月７日付代物弁済契約を取り消す。

２．被告は訴外Ｃに対し，前項により債権譲渡が取り消された旨を通知せよ。

３．被告は原告に対し100万円を支払え。

です。

Ｑ３　債務者は被告となりますか。

Ａ　受益者あるいは転得者からの返還を認めれば取消債権者の目的は達成されますし，目的達成のために最小限度の方法で良いので，被告は受益者あるいは転得者だけで十分です。債務者は被告となりません。

平成25年２月の債権法の改正中間試案22頁では，受益者あるいは転得者と並んで，債務者も被告としていましたが（固有必要的共同訴訟），平成26年８月の要綱仮案では，従来どおり受益者あるいは転得者を被告とすれば良いことになりました。

Ｑ４　債権者が受益者を被告として詐害行為取消訴訟を起こしても，被保全権利の時効を中断しないという判例（最判昭和37年10月12日判決）があります。詐害行為取消訴訟中被保全権利の時効が完成するおそれがありますが，どうしたら良いでしょうか。

A　私が債権者の代理人であれば，最初から受益者に対し詐害行為取消訴訟を提起し，また債務者に対し貸金返還請求を提起して，被保全債権の時効を中断します。たとえば，詐害行為取消判決によって不動産の登記名義が債務者に戻っても，当該不動産に対し強制執行する必要がありますので，最初から債務者に貸金返還請求訴訟を起こして債務名義を取得します。

Q５　代物弁済を取消すではなく，債権譲渡を取消すと記載したレポートもあります。細かい議論ですが，代物弁済を取り消すのかあるいは債権譲渡を取り消すのですか。

A　売買の効果として財産の移転が生じるのと同様に，代物弁済によって債権譲渡が生じます。物権行為は債権行為の効力として生じるのがわが民法の建て付けです。そこで債権譲渡ではなく代物弁済を取り消すというのが厳密には正しいでしょう。但し，債権譲渡という言葉は原因行為とは別に広く使われています。

また代物弁済としての債権譲渡を取消すというレポートもありますが，代物弁済としての所有権移転を取消すと同様の言い方になりますので勧められません。

Q６　請求の趣旨は以上で十分でしょうか。代物弁済を取り消すと復帰的譲渡が生じるのではありませんか。第三債務者Ｃに対する債務者対抗要件をどうやって具備しますか。債権譲渡が取り消された旨の通知を被告から訴外Ｃにさせることを請求できないだろうか。

A　通説・判例の詐害行為取消についての相対的効果説によれば，原告（取消債権者Ａ）及び被告（受益者Ｄ）との間でのみ債権譲渡取消の効果が生じますので，ＢＤ間の債権譲渡は有効であり，復帰的債権譲渡は生じません。原告は被告に対し価格賠償を請求するだけであるとの考えもあります。

しかし復帰的債権譲渡を認めれば財産（債権）の返還は可能になり，価格賠償を認める必要は無くなります。またＢが不動産をＣに贈与したというような典型的な場合，ＡはＢＣ間の贈与の取消しだけではなくＣ登記名

義の抹消登記を請求することができます。取消判決はＡＣ間でのみ効力を相対的に有するにすぎないからといって，Ｃ登記名義の抹消登記は拒絶されていません。

そこで，主文は，『１，訴外Ｂと被告が平成25年11月7日にした別紙債権目録記載の債権の譲渡契約を取り消す。２，被告は訴外Ｃに対し，前項により債権譲渡が取り消された旨を通知せよ。』となります。

Ｑ７　請求の趣旨の第３項は金銭請求ですが，仮執行宣言をつけることができますか。また100万円について遅延損害金を請求する場合どうなりますか。

Ａ　仮執行宣言をつけることはできません。詐害行為の取消判決は形成判決ですから確定する必要があります。確定して初めて代物弁済契約が取り消されて100万円を取り戻す権利が生じるからです。

詐欺を理由として売買契約を取り消して代金の返還請求する場合，自ら取り消した上で代金を返還請求するので，取消は主文に表れません。しかし424条１項は『法律行為の取消しを裁判所に請求することができる』と規定しているように，裁判上行使しなければならず，裁判外で取消しできません。

100万円について遅延損害金を請求する場合も，通常の訴訟では本訴状送達の翌日から支払済みまで年５分の割合による金員を支払えとなりますが，詐害行為取消訴訟では「被告は原告に対し，100万円及びこれに対する前項の判決確定の日の翌日から支払済みまで年５分の割合による金員を支払え。」となります。

技術的に細かいことを述べているようですが，詐害行為取消訴訟では，裁判所が債務者と受益者との法律行為を判決で取消すのです。判決が確定して初めて取り消されたことになります。債務者がなすべきことをしていないので債権者の介入を認めるのが423条であり，債務者のした法律行為を取り消すまでの強い介入を債権者に認めるのが424条です。423条は裁

判外での行使を認めていません。

（請求の原因について）

Q１　当該訴訟物を成り立たせる請求原因は何ですか。

A　424条『債権者は，債務者が債権者を害する行為を知ってした法律行為を裁判所に請求することができる。』の文言に，被保全債権の存在，債務者の無資力を生じさせる詐害行為，債務者の悪意という３つの要件が入っています。具体的には，

(1) 平成26年９月１日，Ａは訴外Ｂに対し，製図用機械１台（以下，本件機械という）を代金600万円で売った。

←被保全債権の弁済期は到来していなくても良いが，詐害行為の前に被保全債権は存在しなければいけない。

(2) 11月７日訴外ＢとＤは，訴外ＢのＤに対する200万円の売掛債務の弁済に代えて，ＢがＣに対して有する400万円の貸金債権を譲渡することに合意した。

←Ｃの経営状態は芳しく無いが，400万円の貸金債権は額面どおり400万円の価値あるか？

(3) 11月８日訴外Ｂは訴外Ｃに対し譲渡を通知した。

←権利移転ではなく債務消滅としての代物弁済であるので対抗要件を具備する必要がある。本件では請求の趣旨第３項があるので必須。

(4) 本件代物弁済当時，訴外ＢにはＣに対する400万円の貸金債権のほかみるべき資産がなかった。

←無資力とは，債権の共同担保に不足を生じて債権者に満足を得させることのできない状態をいう。広義の規範的要件と解する立場もある。

(5) 本件代物弁済当時，訴外Ｂは前項を認識していた。

(6) 11月17日訴外ＣはＤに対し100万円を弁済した。

Q２　受益者Ｄの悪意を主張立証する必要がありますか。

A　424 条 1 項但書で D が受益の当時善意であることを主張立証しなければなりません。

Q 3　請求原因に○月○日取り消したとの主張は必要ですか。

A　裁判所に法律行為の取消を請求（424 条 1 項）しますので，請求原因において不要です。

Q 4　よって書きはどうなりますか。

A　「よって，原告は，詐害行為取消権に基づいて，訴外 B と被告 D との間の平成 26 年 12 月 10 日付代物弁済契約の取消し，同取消により債権譲渡が取り消された旨を被告から訴外 C に対し通知すること及び被告に対し 100 万円の支払を求める。」です。

Q 5　上記訴訟物から考えて被保全権利や無資力要件は請求原因となります。他方，423 条の場合被保全権利や無資力要件は請求原因になりますか。

A　債権者代位訴訟の訴訟物は代位行使される権利です。したがって，被保全権利や無資力要件は訴訟物を裏付ける請求原因とはならず，当事者適格を基礎づける事実となります。

Q 6　請求の趣旨に戻りますが，A が詐害行為取消訴訟に勝訴して被告 D から 100 万円の支払を受けた場合 A が 100 万円を取得することは 425 条の趣旨に反しませんか。

A　責任財産保全の趣旨，425 条の文言から考えると，B の元に 100 万円を復帰させるべきです。平成 25 年 2 月の債権法改正中間試案ではかなりこの考え方に傾きつつありましたが，平成 26 年 8 月の要綱仮案では，これまで同様に債権者 A が取得できることを認めました。なぜなら，現在のところ，B の元に返還させる執行制度が作られていませんので B が受領しない可能性もあり，また B が受領すると散逸する危険性も高いからです。努力した者に報いるべきと考えれば，425 条を制限的に解釈して A の取得を認めるべきでしょう。

設問２

Ｑ１　ＡがＤから勝訴してＤから100万円を回収した場合，ＤはＢに対し不当利得返還請求できますか。

Ａ　相対的効果説によれば，ＢＤ間の債権譲渡の取消しはＡＤ間で効果を生じるだけです。ＢＤ間に何らの影響も与えないはずです。ＢはＤに対し代物弁済で債権を譲渡したのであり，ＡがＤから100万円を回収してもＢに何らの利得も生じません。

しかし，ＡはＤから100万円を受け取ると，ＢのＡに対する100万円の不当利得返還請求権を受働債権とし，ＡのＢに対する600万円の売掛債権を自働債権として相殺します。その結果ＢのＡに対する債務が100万円減少しますのでＢは利得を得ます。そこでＤはＢに対し不当利得返還請求が可能です。Ａは被保全債権として売掛債権を有するので常に相殺充当が可能であり，その結果充当の限度で常にＤはＢに対する不当利得返還請求が可能となります。

ＡがＤから100万円を受け取っても，ＢはＡに対し不当利得返還請求できないと解するのが相対的効果説に最も照応するのかもしれませんが，責任財産保全の趣旨からもともとＡはＢのもとに100万円を返すべきと考えればＢはＡに対し不当利得返還請求権を有することになります。

423条の場合，債権者が第三債務者からお金を回収すると相殺により被保全権利に充当できることにほぼ異論がありません。そうであれば，423条より強力な権利について相殺を否定するのはおかしいように思います。

Ｑ２　代物弁済が取り消されてＢの200万円の売掛債権がＢの元に復帰しても，ＤはＢに対し債務不履行責任を問うことはできませんか。

Ａ　代物弁済契約の取消は，Ｄから返還請求する前提として，ＡＤ間で取消すだけです（相対的効果説）。したがって，Ｂに対し詐害行為判決の効力は生じません。

代位訴訟も取消訴訟も債務者が被告とならない点で共通しています。し

かし代位訴訟の場合債権者は債務者の有する権利を代位行使するので法定訴訟担当です。詐害行為取消の場合は法定訴訟担当となりません。ＢＤ間で代物弁済は有効として取り扱われます。その結果，代物弁済が取り消されてＢの 200 万円の売掛債権がＡＤの関係でＢの元に復帰しても，ＤはＢに対し債務不履行責任を問うことはできません。

設問３

Ｑ１　ＡからＤに対する提訴後，ＢはＣからＡの提訴について知らされました。10 月５日Ｂは「機械を持って帰ってくれ。代金は払わん。」と言い，Ａは「分かりました。」と言って，立ち去った。仮に本件機械の売買契約の解除を前提にした場合，あなたがＢであれば，ＡＤ間の訴訟にどのように関与しますか。

Ａ　解除されればＡのＢに対する売掛債権は消滅します。解除は請求の原因に対する抗弁となります。「訴訟の結果」とは判決主文だけでなく主文を導き出すために必要な主要事実についての認定及び法律判断を含みます。またＡが勝訴すれば，ＢはＤから 100 万円について不当利得返還請求訴訟を起こされる危険がありますので「利害関係」もあります。そこでＢは被告Ｄが勝訴するようＤに補助参加（民訴 42 条）できます。

Ｑ２　ＣがＤに 100 万円弁済していない場合，Ｂは補助参加できませんか。

Ａ　参加的効力（民訴 46 条）の及ぶ者に対してだけ補助参加を認める考えもありますが，広く判決理由中の判断により影響を受ける者に補助参加を認めて良いと思います。

Ｑ３　Ｂは独立当事者参加（47 条１項）できますか。Ｂは「訴訟の目的の全部若しくは一部が自己の権利であることを主張する第三者」にあたりますか。ＢのＡに対する請求とＡのＤに対する請求は両立しますかあるいは両立しませんか。

Ａ　権利主張参加するとすれば，ＢはＡに対し売掛債権の存在しないことの

確認を請求します。一方当事者だけに請求を掲げる独立当事者参加も認められます。ＢのＡに対する請求がＡのＤに対する請求と両立すれば，権利主張参加はできません。

ＡのＤに対する請求の訴訟物は詐害行為取消権であり，請求の趣旨第1項は「ＢＤ間の代物弁済を取消す。」です。ＢのＡに対する請求の訴訟物は売掛債権であり，請求の趣旨は「Ｂに対する売掛債権の存在しないことを確認する。」です。両立か非両立か分かりにくい面もありますが，代物弁済の取消が認められるのは売掛債権が存在するからです。詐害行為訴訟において被保全権利（売掛債権）の存在は当事者適格を裏付けるものではなく請求原因の一部です。売掛債権のレベルでみると，ＢはＡに対し売掛債権は存在しないとの請求を定立し，他方ＡはＤに対し売掛債権は存在すると主張して代物弁済の取り消しを請求しています。完全に非両立とまで言えなくても，ＡＢＤの三者間において合一に確定する意味はあるでしょう。もし独立当事者参加を認めない場合，ＢはＡに対し売掛債権の不存在確認を求める別訴を起こしてＡＤの訴訟と併合してもらうことになりますが，必ず併合されるとは限りません。

備考：債権者代位権との対比

423条債権者代位権は債務者の権利を行使するものですから，債務者の管理権の代位行使とみることができます。代位行使されるＢＣ間の貸金返還請求権が訴訟物となります。したがって，Ｂという他人のための訴訟担当となりますので，ＢＣ間の貸金請求権（訴訟物）の有無について既判力はＢにも生じます。

424条の詐害行為取消権は債務者の法律行為を取り消すのですから，債務者の管理権を行使するものではありません。したがってＢのための訴訟担当になりません。詐害行為取消権そのもの（取消と返還請求の結合的権利）が訴訟物であり，被保全債権の存在及び債務者の無資力は原告の当事者適格を基礎付ける事実ではなく，実体法上の権利を成立させる請求原因

の一部です。

しかし，翻って考えてみますと，被保全債権が売買契約，消費貸借あるいは請負契約のいずれに基づく権利であろうと，本来各契約に基づいて請求できるのは代金請求，貸金返還請求，報酬請求であり，それ以上の請求はできません。売買の場合売主は買主に対し代金の支払を請求できるだけであり，買主が第三者とした法律行為上の権利を行使したりあるいは法律行為を取り消す権利は555条から出てきません。423条及び424条は民法典に規定されていますが，被保全債権を実効あらしめるための規定であり，その意味では，保全・執行的な手続規定が民法典に入り込んでいると評することができます。

設問4

Q１　複数債権者の一部に対する偏頗弁済は実務上かなり微妙で難しい面があります。平成25年2月の債権法改正中間試案24頁では推定規定を設けていました。そこで，あちこちの条文に出てくる「推定」の意味をこの際確認しておきましょう。意思推定，法律上の事実推定，暫定真実及び法定証拠法則について説明してください。

A　意思推定とは，たとえば民法136条1項「期限は，債務者の利益のために定めたものと推定する。」のように，私人間の意思表示の内容について法が一定の内容を推定する場合です。期限の合意は債務者の利益のためにあると推定しているのです。利益を有する債務者が期限の定めのあることを抗弁として主張立証することになります。債権者は主張立証しなくてよい。債務者が期限の定めあることを抗弁として主張したら，債権者は再抗弁として期限の到来を主張します。法律行為たる意思表示の解釈を推定したものですので，定期預金契約のように双方に期限の利益の有ることが明らかな場合この推定規定は働きません。

法律上の事実推定とは，たとえば民法186条2項のように前後両時点に

おいて占有した事実（前提事実）から，前後両時点の間の占有の継続（推定事実）が推定されることによって，10年間あるいは20年間の時効取得（法律効果の発生）を容易にします。途中第三者が占有することによって占有が継続しなかった事実が証明されれば，推定は覆りますが，占有が継続しなかった事実の主張立証責任は相手方が負います。

暫定真実とは，主張立証責任が相手方に転換する意味では法律上の事実推定と同様です。他主占有・悪意・強暴・隠秘について相手方が主張立証責任を負います。しかし，占有していればその占有は所有の意思ある・善意・平穏・公然の占有であると推定（民法186条1項）されるのであって，法律上の事実推定のように前提事実（前後両時点の占有）から推定事実（占有の継続）が推定されるという構造になっていません。

次に，法定証拠法則とは，民訴法228条4項「私文書は，本人またはその代理人の署名または押印があるときは，真正に成立したものと推定する。」のように，要件事実についてではなく証拠についての推定です。本人（作成名義人）の署名または押印があれば当該文書全体は本人の意思に基づいて作成されたもの（形式的証拠力）と推定します。この推定を覆すには，相手方は本証ではなく反証で足ります。相手方は文書の成立について裁判所に疑念を生じさせれば推定を覆すことができます。裁判官の自由心証に対する一応の拘束としての法定証拠法則と考えられています。

Ｑ２　「受益者が債務者の親族であった場合，債務者と受益者とが通謀して他の債権者を害する意図をもって偏頗行為を行ったものと推定する。」との規定が置かれていた場合，本推定規定はいずれに該当しますか。ＤはＢの妹の夫であり２親等の姻族で親族（725条３号）です。

Ａ　前提事実は受益者が「債務者の親族であった事実」であり，推定事実は「債務者と受益者とが通謀して他の債権者を害する意図をもって偏頗行為を行った事実」ですので，法律上の事実推定と考えられます。偏頗弁済において判例が要件とする，債務者と受益者とが通謀して他の債権者を害す

る意図のあった事実を推定するものです。

Q３　受益者に善意の立証責任があって，原告に受益者の悪意の立証責任は無いこととどう折り合いをつけますか。

A　弁済はプラスマイナスゼロの行為ですので，弁済を詐害行為とするには債務者と受益者とが通謀して他の債権者を害する意図のあることを判例は要求しました。したがって，弁済を詐害行為として主張する局面では，受益者に善意の立証責任があるとの原則は変容したと考えることができます。

問１の参考解答例

{請求の趣旨}

１．訴外Ｂと被告との間の平成26年11月7日付代物弁済契約を取り消す。

２．被告は訴外Ｃに対し，前項により債権譲渡が取り消された旨を通知せよ。

３．被告は原告に対し100万円を支払え。

{請求の原因}

１．平成26年9月1日，Ａは訴外Ｂに対し，製図用機械１台（以下，本件機械という）を代金600万円で売った。

２．同年11月7日訴外Ｂと被告は，訴外Ｂの被告に対する200万円の売掛債務の弁済に代えて，訴外Ｂが訴外Ｃに対して有する400万円の貸金債権を譲渡することに合意し，同年11月8日訴外Ｂが訴外Ｃに対して債権譲渡の旨を通知した。

３．本件代物弁済当時，訴外Ｂには訴外Ｃに対する400万円の貸金債権のほかにみるべき資産がなかった。

４．本件代物弁済当時，訴外Ｂは前項を認識していた。

５．同年11月17日訴外Ｃは被告に対し100万円を弁済した。

６．よって，原告は，詐害行為取消権に基づいて，訴外Ｂと被告との間の平成26年11月7日付代物弁済契約の取消し，同取消しにより債権譲渡が取

り消された旨を被告から訴外Cに対し通知すること及び被告に対し100万円の支払を求める。

以上

参考文献（順不同）

1．内田貴「民法Ⅲ［第3版］債権総論・担保物権」東京大学出版会（2005年）296～331頁

2．潮見佳男「プラクティス民法　債権総論［第3版］」信山社（平成19年）223～276頁

3．平野裕之「プラクティスシリーズ　債権総論［第3版］」信山社（2005年）313～370頁

4．大村敦志「基本民法Ⅲ　債権総論・担保物権」有斐閣173～186頁

5．加藤新太郎・細野敦「要件事実の考え方と実務［第2版］」民事法研究会（平成18年）286～302頁

6．村田渉＋山野目章夫編「要件事実論30講　第2版」弘文堂（平成21年）の『第14問　詐害行為取消権』538～543頁

7．鎌田薫・加藤新太郎・須藤典明・中田裕康・三木浩一・大村敦志編「民事法Ⅰ－総則・物権」日本評論社（2007年）の前田陽一・坂田宏・井上哲男『詐害行為取消権』231～270頁

8．伊藤滋夫編「民事要件事実講座第3巻」青林書院（2005年）の内堀宏達『詐害行為取消権』117～157頁

9．伊藤滋夫・山崎敏彦編「ケースブック要件事実・事実認定（第2版）」有斐閣（2005年）の瀬戸口壮夫『詐害行為取消権』173～189頁

10．大江忠「ゼミナール要件事実」第一法規（平成16年）の『債権者取消権，受益者の善意』191～195頁

11．岡口基一「要件事実マニュアル第1巻（第3版）」ぎょうせい（平成22年）の『詐害行為取消訴訟』452～467頁

12. 岡口基一「要件事実問題集」㈱商事法務の『第 16 問　準消費貸借と詐害行為取消し』（2007 年）338 〜 350 頁
13. 升田　純「要件事実の実践と裁判」金融財政事情（平成 16 年）の『債権譲渡と詐害行為取消』214 〜 235 頁
14. 塚原朋一編「事例と解説　民事裁判の主文」新日本法規（平成 18 年）195 〜 201 頁解説　瀧澤　泉
15. 別冊ジュリスト「民法判例百選Ⅱ　債権［第 5 版］」有斐閣（平成 17 年）36 〜 51 頁
16. 遠藤　浩編「基本法コンメンタール［第四版］債権総論」日本評論社（2005 年）76 〜 87 頁解説下森　定
17. 奥田昌道編「新版　注釈民法（10）Ⅱ」有斐閣（平成 23 年）の下森　定『424 条』『425 条』761 〜 960 頁
18. 高橋宏志「重点講義　民事訴訟法　上」有斐閣（2005 年）501 頁
19. 高橋宏志「重点講義　民事訴訟法　下　補訂第 2 版」有斐閣（2010 年）399 〜 405 頁
20. 加藤新太郎・細野敦「要件事実の考え方と実務［第 2 版］」民事法研究会（平成 18 年）10 〜 13 頁
21. 裁判所職員総合研修所監修「民事訴訟法講義案（改訂補訂版）」司法協会（平成 19 年）235 〜 238 頁。206 頁
22. 司法研修所編「民事訴訟における事実認定」法曹会（平成 19 年）92 〜 137 頁
23. 伊藤　眞「民事訴訟法　第 3 版」有斐閣（2004 年）326 〜 331 頁。611 〜 612 頁
24. 田中　豊「民事訴訟の基本原理と要件事実」民事法研究会（平成 23 年）303 〜 340 頁
25. 別冊ジュリスト「民事訴訟法判例百選［第 4 版］」有斐閣（2010 年）の高橋宏志『独立当事者参加の可否』226 〜 228 頁

26. 小室直人・賀集唱・松本博之・加藤新太郎編「基本法コンメンタール［第二版］新民事訴訟法１」日本評論社（2003年）
27. NBL1041号（2015年１月１日）18～19頁